

秘密指定解除

公文書監理室



原爆被爆韓国人問題

附 7 / 0.9

北東アジア課

I 本件の経緯

1 従来より、韓国在住の原爆被爆韓国人は
 総連への陳情、在韓日本大使館への陳情等
 を通じて、在韓の原爆被爆者への救済を要
 請してきた経緯があり、本年8月8日にも
 在韓原爆被爆者を代表して幸彦淳より田中
 総連長へて補償要求等の救済を求める嘆願
 書を提出している。

2 厚生省によれば、現在国内法として「原
 爆被爆者医療法」（昭和32年）および「原
 爆被爆者特別措置法」（昭和43年）があ
 り、同法は日本人、外国人とを問わず日本

国内に居住する原爆被爆者に適用されているが、外国に居住する者には適用されていない。

また、同法に見られるような賠償措置はあくまで被災者の特殊な状況（放射線を多量に浴びたという事情）に限られ、国内の補社の立場から行なっているものであり、国家責任に対する賠償という観点からではないとされている。しかるに賠償は一般に国家責任の追及の立場から賠償を求めるものが多く、この点厚生省の考え方とは基本的な差異がある。

- 3 条約上は、昭和40年の日韓請求権協定第2条1項により、兩國（及びその国民）間の請求権に関する問題は完全かつ最終的

に解決されたこととなることが確認されており、したがって原爆被爆者は日本政府に対して何らの請求権も有さないと解される。

(第2条ノ項) 両締約国は、両締約国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、……、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

II 今後の方針

条約上の立場からみるかぎり、日本政府としては何らの数済義務もないのであるが、本件は人道的問題であることにかんがみ、厚生省と協議しつつ、日本政府として行ないうるものがあれば、できる限り前向きに検討していくことといたしたい。

(註) 具体的には、外務省プロパーで行ないうることの一つとして医療協力（韓国人医師研修生の受入等）が考えられる。

■ その後の経過

1 10月28日、厚生省公衆衛生局企画課佐々木課長補佐（本件担当官）は北東アジア課を来訪し厚生省としても、人道的見地より本件をできる限り前向きに検討致したい。さしずめ医療協力が問題となるうが、それについては、韓国政府が本件にどの程度の優先度をおくか、その姿勢が問題である。また、医療協力検討の基礎として在韓被爆者の実態調査が必要である旨述べた。

2 上記次第もあるので、当省としては、11月7日在京韓国大使館副政務課長を招き本

件につき事情を説明し、韓国政府の検討方を奨励するとともに、在韓大使館に対し、11月16日付公信第1876号をもつて下記の項目について韓国人被爆者の実態調査方を指示した。

(1) 在韓被爆者の概数

(2) 韓国内で現在行なわれている原爆医療の実態（専門医療機関、専門医師の有無、受療の実態）

(3) 韓国政府として現在特別の被爆者福祉対策を講じているか、およびその内容

なお、在韓被爆者の概数は、韓国内原爆被害者協会（会長平泳泳）の調べでは約2万人（うち同会には約6千人が登録）といわれる。

★ 考えられる医療協力の内容としては

- (1) 韓国人医師の新修受入れ
- (2) 日本人専門医師の派遣
- (3) 韓国被爆者センターの設立

等があるが、予算面、プロジェクトの優先度に対する韓国側の意向等を今後附を要すべき問題が多いものと思われる。